

宝木校区人権推進協議会

継続は力なり

会長 秋山 智博

人が幸せに生活していくためには、

- ・衣食住が足りている
- ・生命・身体の危険がない
- ・意見を自由発表できる
- ・正しい情報を得られる
- ・自分の能力を十分に発揮できる
- ・仕事・職場をもてる
- ・自分の仕事や成果に対して正当な評価を得られる
- ・当人同士の合意で結婚できる
- ・思想・宗教の自由がある
- ・学問の自由や教育を受けられる

などが満たされなければなりません。これらのことは誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない権利です。すなわち人が人らしく生きていくために認められている「人権」なのです。

いま、人権問題の重要課題は一九九七年七月に内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連一〇年推進本部」が出した次の九分野です。①女性②子ども③高齢者④障がい者⑤同和問題⑥アイヌの人々⑦外国人⑧HIV感染者⑨刑を終えて出所した人々。

宝木校区人権啓発推進協議会は、この9項目をメインにしながらもプライバシーの保護なども入れながら、部落懇談会でのグループ討議をしてきました。効果は目に見えませんが、「継続は力なり」で徐々に地域の力になっていくと思えます。



秋山新会長

憲法一二条に国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の

努力によって保持しなければならぬ、とあります。

不断とは、絶えず自由や権利が侵害されないようにしようということなのです。

ご存知でしょうか、私たちの住民票が弁護士、司法書士、行政書士など専門職の方なら本人に言わないまま取れる職権があり、一部の方ですが一件いくらの金もつけに悪用した事件が県外で発覚しました。(申請用紙一枚が一万円など)

その事件を調べたら、鳥取市民の住民票もとられていたのです。本人は知りません。まさに知らないうちに犯されている人権侵害です。人権侵害の防止策として本人通知制度が出来ています。活用しましょう。

このように人権啓発の取り組みは人権侵害をさせず、かつ、人生設計や生活に役立つ活動となつてこそ本物です。

校区内外で、何かおかしなとか、新しくこれをやったらどうか等をどんどん提案していただき共に歩んでいきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

感謝状贈呈式に出席

推進員 岡田 寿晃

私、この度、会長職を辞することになりました。一〇年という長期であること、高齢によるマナー化から脱却できないこと、などがその理由です。

会長職を辞した場合、規定に従って感謝状を贈呈することになっていきます。五月五日、とりぎん文化会館での式に出席しました。



八〇人中七名の会長交代があり三名の出席者が、連合会長から市長感謝状を受け取りました。謝辞を述べた人のことばにあったように完全に身を引くのではなく、今後の活動の歯車の一つとして協力していきたいと考えています。宝木校区人権協会の発展を願っています。

役員名簿

職名	集落	名前	区分
会長	夏ヶ谷	秋山 智博	解放同盟気高支部長
副会長	富吉	吉田 和行	宝木地区公民館長
	酒津	世古 淳雄	酒津地区公民館長
人権啓発員	上光	岡田 寿晃	学識経験者
	宝木	藤本 高一	気高人権福祉センター
	酒津	橋本 敬一	学識経験者
	夏ヶ谷	秋山 智博	解放同盟気高支部長
幹事	酒津	西尾 雅彦	部落区長・地域審議会委員
	上光	富川 勇	部落区長・福祉委員
	下光元	澤村 俊一郎	部落区長・福祉委員
	夏ヶ谷	藤本 千里	部落区長・福祉委員
	常松	前田 政昭	部落副区長・福祉委員
	富吉	田中 敬介	部落区長・福祉委員
	宝木	吉村 文夫	部落区長・福祉委員
	水尻	松本 稔	部落区長・福祉委員
	奥沢見	水田 秀樹	部落区長・福祉委員
	監事	酒津	瀧本 昭良
下光元		山本 京子	鳥取市職員
顧問	酒津	河根 裕二	保護司
	宝木	本部 享司	地域福祉推進協議会理事

平成25年度 事業計画

期日	会	研修	たより
4月	総会・三役会・役員会		
5月	三役会・役員会		
6月		推進員全体研修	たより発行
7月		役員研修	
8月	三役会・役員会		
9月		小地域懇談会	講座・集会・大会
10月			
11月		推進員全体研修	
12月	三役会・役員会		
1月			
2月			
3月	三役会・役員会	交流会	たより発行



平成25年4月26日総会風景

部落選出人権学習推進員

地区	人権学習推進員
上光	富川 勇
	山根 広人
下光元	沢村 俊一郎
	松上 隆雄
夏ヶ谷	松本 隆寿
	福田 良子
常松	前田 政昭
富吉	田中 敬介
	西村 芳将
宝木	延原 正
	吉村 文夫
水尻	松本 稔
	山本 清和
奥沢見	水田 秀樹
酒津	西尾 雅彦
	世古 淳雄

本人通知制度：この制度は、事前に登録された人の住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、登録者本人に対して、その事実をお知らせする制度です。本人通知をすることにより、住民票又は戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

編集後記

今年度総会は四月二十六日に開催され、秋山智博新会長が選出されました。人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれに幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれるながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心をもって守られなければならないものです。皆様方と一緒に事業を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

